

令和8年度 藤枝市立藤枝中学校 いじめ防止基本方針

【いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項より）】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやりあふれる学校

をめざす

基本方針

- *学校教育目標「自律・探究・協調」のもと、自ら考え、正しく判断し、行動する生徒の育成
- *生徒が主体となる授業づくり、わかる・活躍できる授業づくり（教科の学びと、聴く・伝える・挑む・協働するを重点にした非認知能力の育成の両立）
- *いじめを許さない学校、家庭、地域の土台づくり（コミュニティ・スクールの推進）

【未然防止】

- *生徒が活躍しお互いに認め合う場面を、授業や学校行事に設定する。生徒の「居場所づくり」・「絆づくり」に心がける。
 - *学校生活向上アンケートを実施し、個々の悩みを聞き相談していく。（個別教育相談2回実施）また、生徒の相談窓口（藤中相談フォーム）を開設し、生徒の悩みを個別に対応する。
 - *道徳や集会、保護者会などを通して、いじめを許さない雰囲気をつくりあげていく。（情報モラルも含む）
 - *「静岡版SEL」「ピア・サポート」等の充実を図る。
- 昨年度の取り組みの評価—
藤中相談フォームや学校生活向上アンケートで悩み等を探り、いじめ未然防止・早期発見に努めた。「授業で人を育てる」理念をふまえ、日々の授業で発達支持的生徒指導を充実

【早期発見】

- *生徒の会話や生活ノートを活用し、生徒・保護者との信頼関係をつくり、いつでも相談できる体制をつくる。
 - *運営委員会・生徒指導部会等で心配される生徒を見だし、指導の方向性を確認する。
 - *学校生活アンケートや教育面談を実施し、実態把握する。
 - *特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と、連絡を密にし、生徒のおかれている状況を把握し、支援を考える。いじめ対策委員会（分会）を兼ねる。
- 昨年度の取り組みの評価—
学校生活アンケート（内容の検討）とフィードバックを大切にし、生徒の相談窓口を有効に活用できた。

【早期対応】

- *運営委員会で情報を共有し、早期対応を図る。重大事態と認識した場合、いじめ対策委員会で指導の方向性を確認する。
 - *学級担任、部活動顧問、養護教諭などのそれぞれの立場から、いじめの実態を把握し、いじめ対策委員会で、被害生徒への対応、加害生徒への対応の役割分担や対応方法を検討する。
 - *被害生徒に対し、安心安全を保障し、寄り添い支える体制をつくる。また、加害生徒に対しても、その行為に潜む問題点に目を向け、加害生徒のもつ問題を解決していく。
 - *必要に応じて、スクールロイヤーと連絡を取り合う。
- 昨年度の取り組みの評価—
いじめ対策委員会を機能させた。割を明確にし、被害生徒のケアと、加害生徒の指導に務めた。

【PTAや地域との連携】

- *PTA運営委員会との連携
- *学校運営協議会との連携
- *藤枝中学校生徒健全育成連絡会との連携

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *生徒会を中心としたピア・サポート活動。（掲示物や広報活動等）
- *学活、道徳などあらゆる教育機会を考えさせる場を設定していく。
- *学校生活向上アンケートの実施。生徒の相談窓口（藤中相談フォーム）の設置。

【いじめ対策委員会】（運営委員会と生徒指導部会）

- 委員
- *校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、養護教諭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター

【職員研修・指導体制】

- *職員集団への「いじめを見逃さず、指導する雰囲気づくり」を徹底させる。
- ### 【取組等の点検】
- *生徒理解研修会といじめに関する研修会を実施し、生徒個々の理解を図る。
 - *学校生活向上アンケートの結果を全職員で共有し、対応する。
 - *毎週開かれる運営委員会、生徒指導部会で個々の表れについて話し合う場を設ける。

【関係機関との連携】

- *スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、スクールロイヤー、サポートセンター（警察）との連絡を図り、未然に防ぐ努力をする。また、対応について検討する。教育委員会との連携、児童相談所、子ども若者支援課等、「チーム藤枝中」としての連携を継続して推進